

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 6 月 26 日（水） 午後 1 時 30 分～4 時 00 分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 欠 席	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 木場 香

坂本 修一

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

報告なし

5. 議 事

議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 9 号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について	7 件
議案第 10 号 農地のあっせん申出について	1 件

6. その他

事務局長	本日は西田委員さんがお休みでその他の皆さんは出席です。それでは議長お願いします。
議長	皆さん、こんにちは。梅雨も本格的に入ってなかなか憂鬱な時期でありますけど、6月の総会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございました。 昨日県の農業会議の総会がありました。農業委員会女性部部会長であられる清心さんも一緒に理事として参加されています。長崎市の平尾政博さんが県の会長になられたということです。補足がたぶんあると思いますから、それはまた清心さんの方からあると思いますのでよろしくお願いします。先ほど局長から話がありましたように、資料の方には書いてないですけどまず報告事項の中で、和解仲介の申立てがありましたのでその経緯というよりも今の状況を報告していただくことと、その他の件でトラック市の件とタブレットの件となっておりますのでどうぞよろしくお願いいたしますと思います。 早速始めていきたいと思います。 それでは、3番の議事録署名委員の指名についてということで、4番の出口委員、それから5番の林田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 4番の報告事項、和解仲介の申立てということで仲介委員としまして、宮脇委員それから森重幸委員それから森計人委員の3名の方にお世話になって進めて参っております。宮脇さんがリーダーとしていただいておりますので、宮脇委員の方から今の現状の報告をお願いしたいと思います。
宮脇委員	今会長から解説がありましたけど、今年の1月の農業委員会の総会で仲介調停の申立てがありまして、実質的には井手の水の管理について自分が思っているのと井手の管理が違ってないというような調停がありましたので森重幸さんと、森計人さんと私と3人が任命されまして、何回か協議しまして現場も確認しまして申し立てをされた方もその中にお立合いいただいて話し合いを進めてきました結果、結果的には内容的には色々ございますけど、結果的には双方から了解をいただきまして、捺印をいただくかたちになりましたので、その文で報告して調停の申し立てを締め切りたいと思いますのでご了解いただきたいと思います。内容的にはいちいちああだこうだという説明は避けたいと思いますので、もしお聞きになりたい方がおられましたら、私の方まで聞いていただければ丁寧に説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございました。非常に何度もお集まりいただけてもらいましたが、無事円満的、100%解決的ではないでしょうけど、一応解決ということで非常に3名の方はありがとうございました。 それでは議事の方に入りたいと思います。 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。

事務局	はい、その前にページの訂正で6ページと7ページを逆に訂正をお願いします。 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。1件あります。所有権移転無償です。平似田郷2058-1、2058-2、2066-2、田3筆、2,585㎡、平似田郷の地主さんから平似田郷の買主さんへ既に、親の時代に売買が済んでおりましてもう買主さんが耕作中であつたんですけど、登記をするために所有権移転の申請を行ったということです。売買が済んでおりますので金額が分からないので贈与とすることになります。場所については4ページです。蕪郷との境、コスモス苑のすぐ近くのところです。3筆が贈与されています。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。既に購買済であつたということで地元の委員さん何か補足とかございましたらお受けしますけど。
富永委員	推進委員の富永です。地主さんの方から2回ほど連絡がありまして、自分が知らないほど過去に親の代にもう譲り買主さんが耕作していたということで名義を変えていなかったということで今回お世話になりますということでした。以上です。
議長	はい、わかりました。その他皆さん方からご質問とかはないでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせてもらっていいでしょうか。それでは1番に関しまして問題無いと思われる委員の方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当とする方向で進めていきたいと思ひます。ありがとうございます。では次に移りたいと思ひます。 議案第9号農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで、7件ありますけど、途中関連したものはまとめながら行きたいと思ひます。それでは事務局説明をお願いします。
事務局	はい、基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。申請番号1から行きます。 駄地郷54-1、56-1、58-1、58-3、田4筆で3,678㎡、駄地の相続人から農業振興公社を通して八反田郷の法人に使用貸借権の件です。利用目的は水田で令和6年7月10日から令和8年12月31日までの2年6ヶ月となっております。前耕作者が亡くなられて奥さんが引き継いでされていたんですけど、高齢でもある為に返されるということでこの法人に依頼されたということです。 続いて申請番号2番の駄地郷の928、929、田2筆、2,461㎡、駄地の相続人から農業振興公社を通して駄地郷借主さんに畑を令和6年7月10日から令和11年7月9日までの5年間の契約です。6年の2月の総会であつてに申請されていたものを推進委

	員さん達にお世話していただいて決定したということです。 次に 6 ページ、申請番号 3 番の三根郷の 982-1、982-2、田 2 筆、865 m²、大村市の地主さんから農業振興公社を通して川内郷の借主さんへ賃貸借権の利用権で利用目的水田で 1 筆につき米 30 kg とすることです。令和 6 年 7 月 10 日から令和 16 年 7 月 9 日の 10 年間で既にこれは耕作中であつたんですけど、まだ契約をしていなかったの で改めて契約をするということでした。 同じく三根郷の 2773-1、2773-2、田 2 筆、3,119 m²、申請番号 4 番のこちらは使用貸借権で彼杵宿郷の相続人さんから農業振興公社を通して同じく川内郷の借主さんへ期間は令和 6 年 7 月 10 日から令和 11 年 7 月 9 日の 5 年間これも既に耕作中であつた んですけど、今まで契約をしていなかったんで契約するということでした。 場所は 9 ページから 12 ページまでご覧ください。 9 ページ申請番号 1 の地主さんからの企業さんは千綿郵便局のすぐ近くの 4 筆です。 10 ページが申請番号 2 の地主さんからあっせんに出ていたもので、高峰公民館の近くの 2 筆です。 11 ページが申請番号 3 の地主さんから借主さんへここはおそらく今説明があつたように地権者の意向調査の件の農地になるのではないかと思いますけど。 同じく申請番号 4 で地主さんから借主さんへそこは近くの農地です。説明は以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは 5 ページの 1 番の方からいきたいと思います ですけど、この件に関しまして補足とか地元の委員さん何かありましたらお願いしたい と思いますけど。
渡邊委員	渡邊です。5 ページの地主さんも法人さんも両方とも中山間で一緒に仲間でやってお りまして、そういう話がありましたので一応法人さんの方に連絡してこういう状況で すので出来ないでしょうかということで相談しましたら良いですよということでお 願いをしました。申請番号 2 番の方は地主さんの方であっせんが出ておりましたの で、借主さんと二人であっせんが出た 2～3 日後に二人上ってお兄さんと地主さんと 相談して無償でいいから使ってくださいということでしたのであっせんいたしました。 以上です。
議長	ありがとうございます。1 番に関して他に皆さま方からご説明、ご意見とかござい ませんかでしょうか。無いようでしたら採決に入りたいと思います。1 番につきまして 問題が無いと思われるなら挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当ということで進めていきたいと思 います。 2 番に関しましてはあっせんが出ていたということで各それぞれの委員さん推進委員 さんありがとうございました。この件に関しまして、ご意見とかご質問とかございま

	したら受けますけど、無いようでしたら採決に入ります。2 番に関しまして許可すること ことで問題ないかと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございました。2 番につきましても許可相当ということで進めてい きたいと思います。 続きまして 6 ページの 3 番につきまして、補足とか説明とか地元の委員さん、推進委 員さんありましたらよろしくお願いします。無いですか。では皆さんから質問とか無 ければ採決に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。 3 番と 4 番につきましては受人が同じですので一緒に採決をとりたいと思います。3 番 と 4 番につきまして問題が無いと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可相当ということで進めさせ ていただきたいと思います。 引き続き 7 ページと 8 ページを事務局で説明をお願いします。
事務局	はい、7 ページをご覧ください。八反田郷 1086-1、農業用施設で 1 筆、1,151 m²、千 綿宿の相続人から農業振興公社を通して法人への賃貸借権でいちごの種苗をされる 目的です。1 筆 10,000 円、令和 6 年 7 月 10 日から令和 16 年 7 月 9 日までの 10 年間 です。 次が木場郷の 728-1、田 1 筆、2,711 m²、駄地の地主さんから農業振興公社を通してこ れも先ほどと同じ法人への賃貸借権で利用目的は水田、1 筆 19,800 円、令和 6 年 7 月 10 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間の借用となっております。 続けて同じ企業ですので、8 ページをご覧ください。木場郷 729、730-1、田 2 筆、3,493 m²、木場郷の地主さんから農業振興公社を通して法人への賃貸借権です。目的は水田、 2 筆で 26,100 円、令和 6 年 7 月 10 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 4 年 11 ヶ月とな っております。料金は 2 年目から発生するということでした。場所につきましては、 13 ページから 15 ページです。13 ページは岩永運送の手前のところから入ったところ でここにいちご種苗の台みたいなのがあってそこで作られております。 14 ページが地主さんから同じ法人の借り受けです。木場郷の広域農道から行ったところ でここがちょっと皆さん不思議に思われるかと思いますが、728-1 の中に 725-2 と小さな土地があるんですけど、一応ここは分筆してため池となっていたんですけど、 一応ここを一面借りられるということになっています。 そして 15 ページ、ここも木場の地主さんから同じ法人さんへの賃借です。先ほどの申 請番号 6 で借りられるところの隣の農地です。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。今説明がありましたとおりですけど、5・6・7 番で す。受人が同じ法人さんということで一緒なのでまとめて進行していきたいと思いま す。必要であればまた別に採決をとりたいと思います。5・6・7 番につきまして地元 委員さん推進委員さん何か説明等ありましたらお受けしますけど。

山口委員	6 番の山口です。木場の圃場等で申請番号 6 と申請番号 7 の分ですけど、去年まで同じ方が借りて耕作していたんですけど、体力的にちょっと無理で縮小したいという話があったまして、牧草でも作らないかと話をしたんですけど、色々ときついので誰かということで、法人の方へ前もって話はしていたんですけど相談したら耕作しやすい田んぼなので引き受けましょうかと言ってくれたのでお願いをして今回の件にありました。よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。その他ご質問等とか補足とか無いでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせてもらいます。5・6・7 番、受人の法人の件につきまして許可することで問題が無いと思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可相当ということで進めさせていただきます。ありがとうございました。 引き続きまして議案第 10 号農地のあっせん申出についてということで、事務局に説明をお願いします。
事務局	はい、資料最後のページをご覧ください。圃場は蕪なんですけど木場郷 792、788、田 2 筆、3,412 ㎡、名義人木場郷の地主さんからあっせんの申出が出ております。一応どなたかこういらっしゃいましたら使用貸借でいいということでした。昨年までは下の写真を見て分かると思うんですけど、この 792 と 788 の真ん中の農地の所有者の方が全部一面を耕作されていたんですけど、その方から返されたということでこの 2 筆をどなたかにということで、あっせんが出ております。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。場所は木場から蕪にかけてですか、地元委員さんに状況を聞かないと借り受けられる可能性があるかと思ひまして、そこらへんで地元の委員さん推進委員さんであっせんというかたちで出来ないかと思ひますけど、状況的どうですか山口委員さん。
山口委員	6 番の山口です。地主さんは地元の方なんですけど、このあっせんに出ている農地は水路とか色んな事を自分は知らないんですよ。それで写真を見て分かると思うんですけど、すぐ山とかがあるんでかなりイノシシとかの被害があるのかと思ひながら、この前地主さんからあっせんを出しましたという話をされたので、蕪の方の委員さんで何とかなるのかと思ひながら一応は確認をしていたんですけど、多分あっせんもかなり厳しい話になるのかと思ひております。そのくらいでしょうかすみません。
議長	場所は蕪ですよ。出口委員さん知っていますか。ここに詳しい委員さんはいますか。実際に聞き取りしてもらいながら話をしていけたならと思ひますが

山口委員	前の蕪の出口委員さんなら僕たちよりも詳しく知っているかもしれないけど、たぶん地主さん自体も近くに牛を飼っている方もいるんで、牧草とかを作ってくれないかという話もしていると思うんですけど、前の耕作者が返すと言われた時点で借り手を探していると思うんですけど、たぶんそれで借り手がいなかったんで農業委員会になんとかならないかというご相談と思うんです。だから蕪の方が受けていただけないと水田としては水路の水利権とか色々と出てくるんで詳しく知らないで水田をするのは大変かと思ったりするんで自分は地元の方が耕作していただくのが一番いいんでしょうけど、それが叶わなくて農業委員会の方に申出たんだと思うんですけど。
議長	すみません、出口委員さんは前蕪の委員さんと面識はありますか。そこらへんは聞いてもらいながら一応推進委員というかたちで出口さんと田中さんと推進委員というかたちで進めてもらって、色んな条件がある中でどうしても作り手がない場合がありますけど、話を聞いてもらえれば助かります。よろしいですか。一応出口さんから話しをしてもらって水の管理が簡単で作り手が居るような感じでしたら山口委員さんあたりと借り手がどうかですね話を進めていただければと思います。よろしいでしょうか。そういうかたちでなかなか厳しいあっせんが増えると思いますので、知恵を絞りながらお願いしたいと思います。議事の方はこれで終わりたいと思います。 6 その他 トラック市、農業会議の総会での報告、タブレットの件について 省略

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

4 番

5 番